環自計発第2303272号
令和５年３月27日
令和５年９月11日改正

「自然共生サイト」認定実施要領

環境省自然環境局長決定

（目的）

第１条　生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）において、2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。この新たな世界目標に、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（以下「30by30目標」という。）が盛り込まれた。我が国では、この採択に先立ち、国内での30by30目標達成に向けた工程及び具体策を取りまとめた「30by30ロードマップ」（令和４年３月30日生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議了承）を公表している。この中で、国立公園等の保護地域の拡張及び管理の質の向上並びに保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）の設定及び活動を中心施策として取り組むこととしている。本実施要領は、30by30ロードマップに基づき、OECMの設定を進めるため、地方公共団体、事業者、国民及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として国が認定することに関して必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この実施要領において「自然共生サイト」とは、事業者等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域であって、環境大臣が次条第２項の規定により認定するものをいう。

（自然共生サイトの認定）

第３条　事業者等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域について、当該区域の統治責任者若しくは活動責任者又は当該区域を代表する者は、当該区域について「自然共生サイト」認定実施細則（令和５年３月27日付け環自計発第2303272号環境省自然環境局長決定。以下「実施細則」という。）に定める様式に従い申請書を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

２　環境大臣は、第１項の規定による認定の申請があった場合において、その申請内容が実施細則で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
３　環境大臣は、前項の認定をしたときは、実施細則で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。
４　第２項の認定は、新たな制約、規制及び義務を生じさせるものではない。

（自然共生サイトの変更の認定）
第４条　前条第２項の認定を受けた者（以下「サイト責任者」という。）は、認定を受けた申請書の内容の変更をしようとするときは、実施細則で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、実施細則で定める軽微な変更については、この限りでない。
２　サイト責任者は、前項の実施細則で定める軽微な変更をしたときは、速やかにその旨を環境大臣に届け出なければならない。
３　前条第２項の規定は、第１項の変更の認定について準用する。

（認定の更新）
第５条　第３条第２項の認定は、５年ごとに実施細則で定めるところによりその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
２　第３条第２項の規定は、前項の更新について準用する。

（認定の取消し）
第６条　環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第３条第２項の認定を取り消すことができる。
一　第３条第２項で定める基準に適合しなくなったとき。
二　不正の手段により第３条第２項の認定、第４条第１項の変更の認定又は前条第１項の認定の更新を受けたとき。
三　サイト責任者が実施細則で定める認定の辞退をしたとき。
２　環境大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨をサイト責任者に通知しなければならない。
３　サイト責任者は、前項の規定による認定の取消しの通知を受けたときは、第１項（３）に該当する場合を除き、速やかに認定証を環境大臣に返納しなければならない。

（実施細則）
第７条　この要領の実施に関する必要な事項は、別に定める。

環自計発第 2303272 号
令和５年３月 27 日
令和５年９月 11 日改正

「自然共生サイト」認定実施細則

環境省自然環境局長決定

（認定に関する事務）

第１条　環境省及び認定審査に係る運営事務局は、「自然共生サイト」認定実施要領（令和５年３月 27 日付け環自計発第 2303272 号環境省自然環境局長決定。以下「実施要領」という。）第３条第２項の認定（同第４条第１項の変更の認定及び同第５条第１項の更新を含む。）に関する事務として、申請の受付、申請内容の審査、認定証の作成及び送付等を行うものとする。

２　環境省は、申請内容が次条に定める基準に適合するか否かの審査を行うため、有識者から構成される「自然共生サイト認定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置く。

３　次条に定める基準に適合するか否かの審査は、以下の手順により行う。ただし、既存認証制度等を運用する団体との間に、連携協定を別途結んでいる場合は、この限りではない。

一　事務局予備審査　申請書及び関係書類について、認定審査を行う運営事務局による予備審査を行う。

二　審査委員会審査　事務局予備審査結果等を踏まえ、審査委員会による審査を行う。

（自然共生サイトの認定に関する基準）

第２条　実施要領第３条第２項において環境省が定める自然共生サイトの認定の基準は、次の各号に掲げる事項について別表１に定めるものとする。

一　境界・名称

二　ガバナンス

三　生物多様性の価値

四　活動による保全効果

（自然共生サイトの認定の申請書）

第３条　実施要領第３条第２項の認定を受けようとする者は、環境省が別途定める受付期間中に、別記様式第１号による認定申請書に別表２に定める関係書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

（変更の認定の申請書等）

第４条　サイト責任者は、実施要領第４条第３項において準用する同第３条第２項の規定に基づき、実施要領第４条第１項の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第２号による変更認定申請書に別表３に定める関係書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

２　実施要領第４条第２項で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　サイト名称の変更

二　サイト責任者の氏名、名称

（更新の申請）

第５条　サイト責任者は、実施要領第５条第２項において準用する同第３条第２項の規定に基づき、実施要領第５条第１項の更新を受けようとするときは、認定を受けてから５年を経過する日までに、別記様式第３号による更新申請書に別表４に定める関係書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

（認定証）

第６条　環境大臣は、実施要領第３条第２項の認定、同第４条第１項の変更の認定又は同第５条第１項の更新をしたときは、別記様式第４号に定める認定証を交付するものとする。

（認定の辞退）

第７条　サイト責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第５号による認定辞退書に認定証を添えて、速やかに環境大臣に提出しなければならない。

一　実施要領第３条第２項の認定を辞退したいとき

二　実施要領第５条第１項の更新を受ける意思がないとき